

当社の責任範囲外となる事象の参考例

このページでは、当社製品「船尾管シール装置」に関する不具合で、当社の責任範囲外となる事象の一例をご紹介しています。ご紹介する事例は、当社の責任範囲外となる事象の例示であり、ここに記載されていない事象が当社の責任範囲に含まれることを意味するものではありません。また、事例は適宜更新される場合があります。

1. はじめに

当社が供給する「船尾管シール装置」に関して不具合が生じた場合、当社の責任は船尾管シール装置本体およびその構成部品自体にのみ発生し、船体側の構造、鋼板（取付面を含む）、溶接部、塗装、防食処理等に起因した場合は関連して発生した不具合は当社の責任の範囲に含まれません。また、船体側の設計・施工・補修・維持管理についても、当社の責任範囲には含まれませんので、お客様の責任で実施いただきますようお願い申し上げます。

2. 当社の責任範囲外となる事象の例

例1 船体側鋼板の腐食または損傷に起因した船外側船尾管シール装置の船体取付面からの漏れ

この事象は、船体側の腐食または損傷に起因する不良であり、当社の「船尾管シール装置」の性能・品質に起因するものではなく、当社の責任対象範囲外となります。

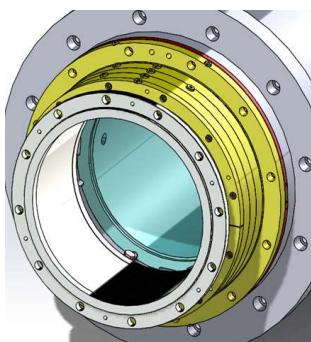
船体側の状態確認・補修対策につきましては、お客様または修繕ヤード様にて適切に実施してください。

(1) この事象に関するお客様へのお願い

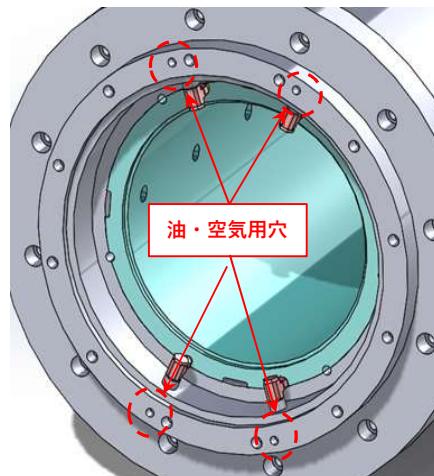
- ・船体側鋼板・取付面の健全性点検、必要な補修を適切に実施してください。
- ・船体側鋼板・取付面の腐食や損傷に起因する油または海水の漏れがすでに発生している場合は、直ちに補修を実施し、船体側の不良を解消してください。
- ・当社製品の不良と船体側の不良を区別し、責任範囲をご理解のうえ対応をお願いします。

(2) 特にご注意いただきたい確認箇所について

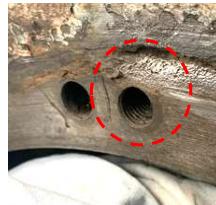
船外側船尾管シール装置は下図のように船体に取り付けられます。船体側鋼板・取付面の腐食や損傷により、船体にあけられた油・空気用穴が船外(海水)側と繋がった場合、漏油または海水浸入が発生しますので、船体側鋼板に船体の油・空気用穴につながるような腐食・損傷が無いかをよくご確認ください。



船外側船尾管シール装置
(イメージ図)



船体側端面(イメージ図)



船体側端面の腐食例

(3) 当社技師による不良発見時の対応について

- ・当社技師がシール交換作業や点検の過程で船体側鋼板・取付面の腐食・損傷などの不良を発見した場合は、お客様へご報告いたしますが、これはあくまでも任意による報告であり、当該不良発見の有無、報告の有無、報告の内容、時期等に関して当社は一切の責任を負いません。
- ・当該不良の確認、補修の実施要否・補修方法の決定、補修後の状態の承認は、お客様の責任範囲に含まれる事項であり、当社の責任範囲に含まれることはなく、当社は原則として関与いたしません。ただし、当社は、お客様からの求めに応じて、その限りで補修に関する助言を行う場合がありますが、その場合にも、当社は補修作業の実施や結果に対する責任を一切負いませんのでご理解ください。